

公益財団法人西成労働福祉センター行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和11年3月31日までの5年間
2. 課題 性別・国籍に関係ない誰もが快適なワークライフバランスのよい環境を作る
3. 内容

目標1：育児休業等の制度について、期間雇用者を含む全職員に周知を図り、子育てに関連する職員の休暇を促進する。

<対策>

- 育児・介護にかかる休暇取得の促進に関する諸制度に関するパンフレットを活用し、育児休業、妻の出産・男性育児・子の看護休暇等の制度を全職員に周知し、職員の休暇の取得促進に努める。

目標2：職員（非常勤含む）の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満を継続する。

<対策>

- 時間外勤務時間を確認し、月40時間を超える状況が3か月を超えて改善されない場合は、所属課長からその状況について聞き取りを行い、改善を図る。
- 並行して、時間外勤務の多い職員には、安全衛生委員より声掛けを行い、健康管理を促す。